

【前書き】

特集「化学生物総合管理による健康危機対策における 東京都健康安全研究センターの取り組み」

我々は、昨年、本誌第4巻第1号において、「東京都の健康危機対策における科学的根拠の重要性と東京都健康安全研究センターの果たすべき役割」と題する特集を組み、東京都健康安全研究センターの活動について紹介する場を与えていただいた。本号では、増田優 化学生物総合管理学会理事長と本誌編集委員会の御厚意により、同様の機会をいただいたので、再度、当センターの活動の一端を紹介させていただく。

近年の科学技術の発展は、ナノマテリアルに典型的な例をみるように、産業分野における新素材開発とそれらを用いた新製品の製造・応用を促している。このことは、一義的に人々の生活の利便性を向上させることを目的としたものであり、その意味で基本的に歓迎すべきである。しかしながら、それを真に歓迎し、社会的に受容するには、そうした新素材がヒトの健康に悪影響を及ぼすものでない、少なくともコントロールできない悪影響を及ぼさないことが明確でなければならない。そのためには、従来の化学物質と同様に、それら新素材のヒトの健康に対するリスクを科学的に評価し、適切に管理し、遅滞なく広報する必要があるが、必ずしも開発・普及のスピードをキャッチアップできていると言えない。「従来の化学物質」については、歴史的背景から科学的に適切なリスク評価・管理・広報が万全に為されていない場合があり、また、新たな知見により、リスクの評価や管理の修正を余儀なくされることがある。あまつさえ、種々の分野で摘発が続く「偽装」行為は、適切に構築されているはずのリスク管理施策の機能不全状態を露呈させ、人々の不安をあおる結果となっている。

一方、感染症は、化学物質と同様、人々の健康にとって脅威となるものであるが、いわゆる新興・再興感染症や、外来感染症にみるように、常に新たな危機が襲う可能性がある。その延長線上には、近い将来に出現することが危惧されている新型インフルエンザのように、未だ発生していないにも関わらず、既に社会的不安が醸成されつつあるものもある。さらに、AIDSのように、既知でありながらコントロールされていると言いつつも、完全な克服に至っていないものも少なくない。

こうしてみると、我々を取り巻く状況は、ずいぶんと悲観的なようである。では、我々は、そのような状況に甘んじ、襲い来る（かもしれない）脅威に対して、ただ堪え忍び、それらが頭上を過ぎ去るのを待つしかないのだろうか。そうではあるまい。もちろん人智の及ばぬことも多々あろうが、我々の取るべきは、人事を尽くして天命を待つという姿勢である。人間は、生きてある限り、化学物質や感染症と共存せざるを得ない。これは、大前提であり、公理である。スローライフやロハスにいそしもうが、菜食主義や天然物信仰をつらぬこうが、「大自然に抱かれて」、また逆に無菌室で生活してさえ、人間は、それらを完全に排除できないのである。

そうである限り、我々が考慮すべきは、化学物質や感染症とどのように付き合うかということである。このことは、形而下的に言い換えれば、それらをどのようにコントロールするかということになる。そう、必要なのは、恐れ避けることでなく、コントロールすることなのである。化学物質については、前述の通り、現に確立された手法によるリスク評価・管理を行うことが常道である。もちろん、それらの手法の科学的基盤は、常に更新されねばならないが、一方、感染症は、基本的に、排除・根絶するか、予防・治療と蔓延防止の方法を確立すればよく、既知・「未知」の感染症のグローバルな動向について常時監視すること、発生または発生が疑われた症例に対して適切に診断・治療を行うこと、そしてそれらを担保するために診断・検出分類・予防・治療・蔓延防止に関する科学的知見を更新・集積することが必要である。これらは、化学物質の場合と方法論的に異なるものの、やはりリスク評価・管理と言ってよい。そして、化学物質と感染症の双方の場合において忘れてならないのは、節目節目での適切かつ正確な広報である。

読者諸兄は、そんなことなどわかっているとおっしゃるかもしれない。しかし、化学物質や感染症に対するリスク評価・管理・広報は、みんなが必要であると思っているのに、しばしば十全に機能していないのである。いやいや、今に始まったことではない。実際のところ、我々は、このシークエンスの機能不全による悲劇をこれまでに何度も経験してきた。そんなことを経験したことがないとお考えの向きには、きわめて端的な例を提示しよう。アスベストを想起されるがよい。我々は、かつてアスベストを理想的な素材として歓迎し、欧米で危険性が指摘された後でさえ多用し続けたではないか。そのことが今どういう状況を引き起こし、そのことによる損失がいかばかりであるかに想いを致せば、化学物質や感染症のリスクを正確に評価し、適切に管理・広報することが、あらゆるステークホルダーにとって如何に重要であるかは、本来、言うまでもないことなのである。であれば、我々が為すべきことは、それらを正しく機能させることである。

第4巻第1号の巻頭言において、東京都健康安全研究センターの前田 秀雄 所長は、「健康リスクについては社会リスクが複雑化した今日にあって、現行の硬直的対応しか取り得ない既存法令主導の健康危機管理システムはアンシャンレジーム *ancien regime* と化している。予め想定されたリスクを、定型的な手法で発見し、定型的な方法で処置する硬直的対応は、リスクの解消という利益よりもむしろ更なる混迷という弊害を生み出す結果となっている。」と書き、「こうした状況を打破するためには、現代的リスクに対応する新たな危機管理対策へのパラダイムシフトが必須である。まず、*evidence-based* ではなく *evidence-oriented* な政策形成を目指すことである。常に全力を持ってリスクを明らかにすることを起点とし、その解決のために最も適切な行政施策を法制化するという逆転の論理が必要である。そのためには、リスクの発見のためシステム、組織、施設を強化すると共に迅速に対応するためのフレキシブルな行政制度を構築する必要がある。」と主張した。また、彼は、広報の必要性について説き、「行政機関による独善的判断では利害調整はもはや困難な状況」であるので、「リスクの合理的な解決策は、関係する情報のすべてを公開し、利害関係者を含めた市民の幅広い議論の積み重ねに基づいた意志決定に委ねることでしか決定し得ず、開かれた公正な視点でのリスク・コミュニケーションの場が確保される必要がある。」と述べた。彼と同じ組織に属する筆者が言うといささか身轟に

訊こえるかもしれないが、至言であり、留意すべき主張であろう。

ところで、リスク評価・管理・広報を適切かつ円滑に行うためには、留意すべき点がある。なに単純なことで、学術・産業・行政・報道・消費各界の冷静かつ緊密な連携が必要だということである。ま、言うは易く行うは難し、であるが。たとえば、ある画期的な新素材にヒトの健康に対するハザードが同定された場合、その新素材が画期的であればあるほど、産業界はその公表を控えようとしがちであり、場合によって行政がそれを助長する。アスベストに典型的な例をみることができるが、近視眼的に短期の損得しか考えないからである。また、ハザードとリスクの違い、また、ハザードやリスクがあることが必ずしも当該物質の社会的受容を損なうことを意味するものでないということが認識されていないからである。要はリスク管理の要諦が理解されておらず、リスク広報に至っては考えの外であるわけである。報道界・消費者と産業界・行政の間の相互不信も一役買っているであろう。無理もないが。化学物質や感染症のリスクや「効能」に関する報道（より正確には放送・出版と言うべきか）と、消費者のそうした情報提示に対する反応に問題があることは「あるある大事典」事件やシロインゲンマメ事件を思い起こせば明白であり、しかも、それらがあれだけ話題になったにもかかわらず、あえて特定の例を挙げることをしないが、今も似たような状況が続いているのは正直なところ度し難い。そろそろいい加減に、報道界は（たとえヴァラエティ部門といえども）矜持を示し、消費者は自らをリスク評価・管理・広報シークエンスの一翼を担う能動的かつ重要なステークホルダーのひとりとして認識する頃合いである。つまり、リスク評価・管理・広報シークエンスの機能不全は、関与するすべてのパーティの瑕疵に基づくものということになる。

繰り返そう。化学物質や感染症の脅威から人々を守り、安寧な社会生活を保障するためには、誰かが誰かにしてあげるのを傍観するのではなく、すべてのステークホルダーが、近視眼的な利害や蒙昧に左右されず連携し、冷静かつ客観的な態度で、科学的知見に裏打ちされた対応を取ることが死活的に重要である。読者諸兄の大半は、我々と同様、リスク評価・管理・広報シークエンスのいずれかの分野のプロフェッショナルであろう。そして、我々は、同時に消費者でもある。いずれにしても、我々には、それぞれの立場で回避できる悲劇を回避するため、可能な限り努力を払う責任があるのである。

東京都健康安全研究センターは、地方衛生研究所設置要綱に基づき、「地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府県又は指定都市における科学的かつ技術的中核として」設置された東京都における地方衛生研究所であり、東京都民の安全・安心を科学的根拠に基づいて担保することに本分を有する。しかしながら、実際の役割は、他の地方衛生研究所や公衆衛生分野の国立試験研究機関、さらに東京都および国の行政部門との連携下に日本国民全体の福祉と公衆衛生の向上を、ひいては国際協力下に全人類のそれを、科学的に支えるところにある。その活動範囲は、感染症対策・食品農医薬品等の安全確保・環境保健等広範囲に渡るが、要するに、人々の安全な生活を守り、健康危機を未然に防ぐために行われる行政施策の科学的根拠を担保するところにある。前述の前田所長は、同じ巻頭言で「地方衛生研究所は、これまで公衆衛生政策決定のため科学的根拠を明らかにする第一線機関として活動してきた。しかしながら、こうした現代的健康リスク構造においては、黙々と試験検査調査研

究を実施し、学術的なデータを提供するのみではなく、万人に対して積極的に情報を発信し時にその解決策を提案することより、開かれた議論の場の構築に寄与する事が求められている。地方衛生研究所の近未来的使命は、健康危機管理政策における市民的公共性の確立に貢献することであり、そのトップランナーであることが東京都健康安全研究センターの矜持である。」と書いた。その言やよしというべきであり、筆者としても東京都健康安全研究センターに所属する者として彼の意に沿った行動を取らねばなるまい。本号の特集は、第4巻第1号の特集と共にその一助となるべく企画したものであり、少しでも読者諸兄の御役に立てればこれに勝る光栄がなく、願わくば共に立って人々の幸福で快適な生活を守るべく取り組んでいきたいものである。

本特集の各報文は2007年度の東京都健康安全研究センター研究年報第58号よりセレクトした報告に加筆訂正を加えたものであることを付記する。

文責：中江 大 本特集担当「化学生物総合管理」編集委員（東京都健康安全研究センター）